

# ○共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

〔令和2年3月26日〕  
規則第5号

(趣旨)

**第1条** この規則は、共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年共立蒲原総合病院組合職員条例第3号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (3) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(1週間の勤務時間)

**第3条** フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第4条** 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、必要に応じ、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分（パートタイム会計年度任用職員にあつては、7時間45分を超えない範囲内）の勤務時間を割り振るものとする。

**第5条** 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日を設けなければならない。

(週休日の振替等)

**第6条** 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(休憩時間)

**第7条** 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

**第8条** 任命権者は、管理者（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年共立蒲原総合病院組合規則第2号。以下「常勤職員の勤務時間等規則」という。）第7条で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第9条** 条例第8条の2の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員の勤務時間について準用する。

(休日及び休日の代休日)

**第10条** 条例第9条及び第10条の規定は、会計年度任用職員の休日及び休日の代休日について準用する。

(休暇の種類)

**第 1 1 条** 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

**第 1 2 条** 任命権者は、次の各号の場合に該当する会計年度任用職員には、当該各号に定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

(1) 1 週間の勤務日が 5 日以上とされている会計年度任用職員、1 週間の勤務日が 4 日以下とされている会計年度任用職員で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 217 日以上であるものが、任用の日から 6 月間継続勤務し全勤務日の 8 割以上出勤した場合 次の 1 年間において 10 日

(2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から 1 年 6 月以上継続勤務し、継続勤務期間が 6 月を超えることとなる日（以下「6 月経過日」という。）から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤した場合 それぞれ次の 1 年間において、10 日に、6 月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第 1 の日数欄に掲げる日数を加算した日数

(3) 1 週間の勤務日が 4 日以下とされている会計年度任用職員（1 週間の勤務時間が 29 時間以上である会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 48 日以上 216 日以下であるものが、任用の日から 6 月間継続勤務し全勤務日の 8 割以上出勤した場合又は任用の日から 1 年 6 月以上継続勤務し 6 月経過日から起算してそれぞれの 1 年間の全勤務日の 8 割以上出勤した場合それぞれ次の 1 年間において、1 週間の勤務日が 4 日以下とされている会計年度任用職員にあつては 1 週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては 1 年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第 2 の任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

2 年次有給休暇の単位は、1 日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1 時間を単位とすることができる。

3 1 時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間（その時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げた時間）をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間

(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)をもって1日とする。

4 年次有給休暇は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

5 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

**第13条** 病気休暇の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。ただし、第2号に掲げる病気休暇を取得できる会計年度任用職員は、1年以上の勤務経験年数を有する者に限る。

(1) 公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 療養に必要と認められる期間（任用期間満了日を限度とする。）

(2) 私傷病の場合 会計年度任用職員の1週間の勤務日又は1年間の勤務日に応じて、別表第3に掲げる日数（週休日及び休日を除く。）

(特別休暇)

**第14条** 特別休暇は、次の各号に掲げる場合に取得できるものとし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(3) 会計年度任用職員の配偶者、父母（配偶者の父母を含む。）又は子（配偶者の子を含む。）が負傷又は疾病のため看護（中学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために必要なものとして任命権者が定めるその子の世話を含む。）を必要とする場合で、当該職員が看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき（1週間の勤務日が5日以上かつ1日の勤務時間が6時間以上の会計年度任用職員であって、1年以上の勤務経験年数を有するものに限る。） 一の年において5日の範囲内の期間

(4) 忌引の場合 常勤職員の勤務時間等規則別表第3に定める期間（任期が6月以下の会計年度任用職員にあっては、葬祭当日に限る。）

- (5) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合（1週間の勤務日が5日以上かつ1日の勤務時間が6時間以上の会計年度任用職員であって、1年以上の勤務経験年数を有するものに限る。）一の年の期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
- (6) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 適宜休息し、又は補食するために必要な期間
- (7) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (8) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間（1年以上の勤務経験年数を有する会計年度任用職員に限る。）
- (9) 女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）（1年以上の勤務経験年数を有する会計年度任用職員に限る。）
- (10) 生後1年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間
- (11) 妊娠又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合 常勤職員の勤務時間等規則別表第4に定める受診回数（医師等の特別の指示があつた場合には、その指定された回数）で、1回につき、必要な時間
- (12) 条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護を行う会計年度任用職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合（1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上の会計年度任用職員であつて、6月以上の勤務経験年数を有するものに限る。）一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間

- (13) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合 2日以内でその都度必要と認められる期間
- (14) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、必要な期間  
(介護休暇)

**第15条** 会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合は、介護休暇を取得することができる。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。
- (2) 1年以上の勤務経験年数を有すること。
- (3) 介護休暇を取得しようとする期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないこと。

2 条例第15条第1項及び第2項の規定は、前項における会計年度任用職員の介護休暇について準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

(介護時間)

**第16条** 会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合は、介護時間を取得することができる。

- (1) 1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上であること。
- (2) 1年以上の勤務経験年数を有すること。
- (3) 1日につき定められた勤務時間数が6時間15分以上である勤務日があること。

2 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、前項における会計年度任用職員の介護時間について準用する。この場合において、同条第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員の1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

(給与の減額の特例)

**第17条** 第14条第7号から第14号までに規定する特別休暇、第15条に規定する介護休暇及び前条に規定する介護時間については、共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年共立蒲原総合病院組合条例第5号）第17条又は第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、

同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額又は第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して給与を支給する。

(管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

**第18条** 第11条から前条までの規定にかかわらず、管理者が必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

**第19条** この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第17条の規定により任命されていた非常勤職員及び改正前の法第22条第5項の規定により臨時的に任用されていた者であって、この規則の施行の日において会計年度任用職員として採用されたものの勤務経験年数については、当該非常勤職員又は臨時的に任用された者であった期間を通算するものとする。

別表第1（第12条関係）

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	
任用の日から起算した継続勤務期間	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	15日	11日	7日	3日

別表第3（第13条関係）

1週間の勤務日数	1年間の勤務日数	休暇日数
5日	217日以上	10日
4日	169日以上217日未満	7日
3日	121日以上169日未満	5日
2日	73日以上121日未満	3日
1日	48日以上73日未満	1日

備考 この表の「5日」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。